

## ●海軍現役軍人婚姻取扱規則

昭和十三年十一月五日  
海軍省令第二十五號

改正 昭和一九年第二號

海軍現役軍人婚姻取扱規則左ノ通定ム

### 海軍現役軍人婚姻取扱規則

**第一條** 海軍現役士官、現役特務士官、候補生及現役准士官婚姻ノ許可ヲ受ケントスルトキハ婚姻願書(第一號書式)ニ配偶者タルベキ者ノ戶籍謄本ヲ添ヘ將官ニ在リテハ直接海軍大臣ニ、佐官、尉官及候補生ニ在リテハ順序ヲ經テ海軍大臣ニ、特務士官及准士官ニ在リテハ所轄長ヲ經テ在籍鎮守府司令長官ニ之ヲ差出スベシ

**第二條** 所屬長官前條ノ願書ヲ受ケタルトキハ自ら其ノ許可ヲ決定スベキモノヲ除クノ外之ニ可否ノ意見ヲ附シ海軍大臣ニ進達スベシ

**第三條** 現役下士官及兵(歸休中ノ者ヲ除ク以下同ジ)婚姻ヲ爲サントスルトキハ所轄長ノ許可ヲ受クベシ  
前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ婚姻願書(第一號書式)ニ婚姻

同意書(第二號書式)及配偶者タルベキ者ノ戶籍謄本ヲ添ヘ所轄長ニ之ヲ差出スベシ

第四條 所轄長(將官ニ非ザル所轄長婚姻ノ場合ハ其ノ直屬上官)ハ第一條又ハ前條ノ規定ニ依ル婚姻願書ヲ受ケタルトキ

ハ其ノ配偶者タルベキ者ノ身元調査ヲ爲シ准士官以上ニ在リテハ身元調査(第三號書式)ヲ調製シ之ヲ婚姻願書ニ添ヘ佐

官、尉官及候補生ニ在リテハ順序ヲ經テ海軍大臣ニ進達シ特務士官及准士官ニ在リテハ在籍鎮守府司令長官ニ進達又ハ移

牒シ下士官及兵ニ在リテハ其ノ許否ヲ決定スベシ

第五條 海軍大臣、在籍鎮守府司令長官又ハ所轄長婚姻ヲ許可シタルトキハ婚姻願書ニ許可ノ旨ヲ記入シ順序ヲ經テ之ヲ本

人ニ交付スルモノトス

第六條 婚姻ノ許可ヲ得タル者ハ成ルベク速ニ戶籍上ノ手續ヲ爲シタル後准士官以上ニ在リテハ第一條ノ規定ニ依ル區分ニ

從ヒ順序ヲ經テ海軍大臣又ハ在籍鎮守府司令長官ニ成婚ノ旨届出デ下士官及兵ニ在リテハ所定ノ戶籍異動届出ノ手續ヲ爲

スベシ

附 則

本令ハ昭和十三年十一月二日ヨリ之ヲ適用ス  
大正十年海軍省令第二十一號ハ之ヲ廢止ス

第一號書式(用紙美濃白紙)

昭和 年 月 日

官(職) 氏

名

海軍大臣(鎮守府司令長官、所轄長)宛

婚 姻 願

本籍地

現住所

職業氏名何女(姉妹等)

名

年 月 日生

右ノ者ト婚姻致度ニ付御許可(親任官同待遇者ニ在リ)相成度  
テハ一勅許ノ儀執奏)

第二號書式(用紙美濃白紙)

婚姻同意書

職業氏名何男

年月日 名

職業氏名何女

年月日 名

右婚姻ニ同意ス

昭和 年 月 日

本人ノ戸主氏

本人ノ父氏

本人ノ母氏

其ノ他氏

配偶者タルベキ者ノ戸主

配偶者タルベキ者ノ父

配偶者タルベキ者ノ母

其ノ他氏

年月日 名

年月日 名

年月日 名

年月日 名

年月日 名

年月日 名

備考

同意ハ婚姻スベキ者ノ年齢ニ拘ラズ民法所定ノ同意權者ヨリ之ヲ得ルモノトス

第十一類 婚姻

第三號書式(用紙美濃白紙)

身元調書

本籍地

現住地

職業氏名何女(姉妹等)

名

一 教育ノ程度

二 處刑處罰ノ有無及平素ノ行狀

三 健康ノ狀態

四 職業

五 父母(養父母共)ノ身分職業

六 實家(養家共)ノ生計ノ概況

七 民法上差支ノ有無

八 婚姻ニ至ル迄ノ經緯其ノ他婚姻ノ許可ニ付參考ト爲ルベキ事項

九 婚姻ノ可否ニ關スル意見

昭和 年 月 日

所轄長(直屬上官) 氏

名

備考

下士官及兵ニ關ル第四條ノ身元調査ハ本書式ノ各項目中所轄長ニ於テ必要ト認ムル事項ニ止ムルコトヲ得